

## 京都市立医科大学学術指導契約取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都市立医科大学（以下「大学」という。）において、学術指導を行う場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 会社法（平成17年法律第86条）に基づく会社、地方公共団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人等外部の機関等をいう。
- (2) 教員等 大学において、教授、准教授、講師、助教その他研究活動に従事する者のほか専門的知見を有するメディカルスタッフ等をいう。
- (3) 学術指導 大学が民間機関等から依頼を受けて教員等が有する専門的な知見に基づき指導、助言、監修等（以下「指導等」という。）を行い、もって民間機関等の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を民間企業等が負担するものをいう。
- (4) 依頼者 大学に指導等を依頼し、これに要する経費（以下「指導料」という。）を負担する民間機関等の長をいう。
- (5) 指導担当者 依頼者の依頼を受けて学術指導を担当する教員等をいう。
- (6) 知的財産権 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める権利をいう。

### (受入れの原則)

第3条 学術指導は、当該内容が大学の教育・研究上有意義であり、かつ指導担当者の所属する長等と協議の上、大学における本来の教育・研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

### (学術指導の依頼)

第4条 学術指導を依頼しようとする民間機関等は、大学事務局にその旨について申し出、大学事務局及び指導担当者との三者間において指導方法等に関する事前相談を行うものとする。

### (契約の締結)

第5条 前条について合意したときは、大学は依頼者と学術指導契約を締結するものとする。

### (指導料)

第6条 指導料は、次の表のとおりとする。

区 分	金 額
指導料	(間接経費) 原則として契約金額の10%に相当する金額 (直接経費) 契約金額から間接経費を除いた金額

(指導料の経理)

第7条 指導料の受領及び経理等に関する事務は、大学において行うものとする。

(指導の中止又は延長)

第8条 指導担当者は学術指導の中止の必要が生じたときは、学術指導契約書の定めるところにより、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

- 2 学長は、やむを得ない理由があるときは、学術指導の中止を決定することができる。
- 3 前項の決定に当たっては、あらかじめリエゾンオフィス委員会の意見を聴くものとする。
- 4 学長は、第1項の規程により学術指導の中止を決定したときは、その旨を依頼者に通知する。
- 5 前4項の規程は、指導期間の延長の場合に準用する。

(学術指導の完了報告)

第9条 指導担当者は学術指導が完了したときは、学術指導契約書の定めるところにより、速やかに学長に報告するものとする。

(成果の公表)

第10条 学術指導に関する結果を公表しようとするときは、原則として学術指導契約書によることとし、その時期及び方法等については、依頼者と協議して定めるものとする。

(知的財産権)

第11条 学術指導の結果生じた知的財産権その他これらに準ずる権利の帰属については、学術指導契約書及び教員等の職務発明に関する規程（京都府公立大学法人規程31号）の定めるところによる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、学術指導の取扱に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月26日から施行する。